

雇用相談援助助成金の事業者要件等について（案）

- 新設予定の障害者雇用相談援助助成金については、相談援助の質の担保を図るため、
 - ・ 労働局長の認定を受けた事業者が、事業を行った場合に助成金を支給することとし、
 - ・ 認定に当たっては、申請事業者の障害者の一連の雇用管理に関する相談援助の実績等を確認するとともに、認定後、事業を適正に行っていない場合には、認定の取消しを行うことができることとする方針。
- 具体的には、以下のとおり要件等を定めることとする。

認定主体

- 都道府県労働局長が認定を実施する。

事業者要件

- 一定の質を担保し、障害者雇用相談援助事業が適正に行われるよう、以下の要件を設定する。
 - ・ 法人として、障害者の雇入れ及びその雇用の継続を図るための一連の雇用管理に関する相談援助の業務経験又は実務の経験があること
 - ・ 事業実施責任者及び事業実施者を配置していること
 - 事業実施者：ア又はイの経験を有する者
 - ア 障害者の雇用に関する相談援助等を行う事業所で、障害者の一連の雇用管理に関する援助の業務に従事した経験
 - イ 特例子会社等で、障害者の一連の雇用管理についての実務に従事した経験
 - 事業実施責任者：上記ア又はイの業務や実務について総括的に監督、指導した経験を有する者
- その他、
 - ・ 機構等が行う相談援助事業の実施状況等に関する調査への協力、事業の適正な実施に関する対応
 - ・ 個人情報の適正な管理等を求める。

雇用相談援助助成金の事業者要件等について

欠格事由

- 以下の者については認定事業者となることができないこととする。
 - ・ 障害者雇用相談援助事業を行う事業者としての認定の取消しを受けてから5年を経過しない者
 - ・ 労働関係法令に違反する重大な事実等があると認められる者
 - ・ 不正受給を行ったことのある者など、雇用関係助成金等の支給要件を満たさない者 等

申請

- 認定時に、障害者の雇入れ及びその雇用の継続を図るための一連の雇用管理を行う能力を有することを確認するため、認定の申請に当たり、法人等の当該一連の相談援助に関する具体的な経験内容（※1）の報告を求める。
 - ※1 具体的な経験内容として、以下の項目等の報告を求める。
 - ①経営陣の理解促進、②推進体制の構築、③社内での障害者雇用の理解促進、④その事業所内における職務の創出・選定、⑤採用・雇用計画の策定、⑥求人票の作成など募集や採用活動の準備、⑦社内の支援体制等の環境整備、⑧採用後の雇用管理や職場定着等
 - ※2 事業主の利用に当たり参考となるよう、報告の内容について原則公表することとする。
(この他、実施体制や支援事例を含む具体的な支援内容、相談援助事業を利用した事業所の評価等を公表する。)

取消要件

- 認定後においても継続的に質を担保できるよう、事業者要件を満たさなくなった場合のほか、実施した相談援助事業の多くで求人票の提出に至っていないなど、事業を適正に行っていない場合には、認定を取り消すことができることとする。